一部改正 平成27年4月1日 研究所規則第3号 一部改正 平成28年4月1日 研究所規則第1号

## 委員派遣等取扱規則

(総則)

第1条 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法第11条及び国立研究開発 法人海上・港湾・航空技術研究所業務方法書第4条の規定に基づき、港湾空 港技術研究所及び管理調整・防災部(以下「研究所」という。)が、役職員 を研究所の業務として委員会の委員、講演会または研修の講師等として派遣 (以下「委員派遣等」という。)する場合、この規則に定めるところによる。

## (定義)

- 第2条 この規程において「業務」とは、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法第11条に規定されるものをいう。
  - 二 この規則において「依頼者」とは、研究所の役職員に委員派遣等を依頼する 者をいう。
  - 三 この規則において「技術指導料」とは、委員派遣等を通じ、依頼者に対し技術指導を行った対価として研究所に支払われる料金をいう。

### (委員派遣等の要件)

- 第3条 研究所は、以下の要件の全てに該当する場合、研究所の業務として委員派遣等を行うことができる。
  - (1) 研究所の業務である場合。
  - (2) 研究所の運営に支障がない場合。
  - (3) 役職員の健康及び安全に支障がない場合。

### (技術指導料)

第4条 研究所は前条の委員派遣等を行う場合、原則として技術指導料を徴収することとする。ただし、依頼者がやむを得ない事由により技術指導料を支払えない場合には、技術指導料を徴収しないこともあり得る。また、研究所が徴収する委員派遣等に係る技術指導料は、別に定めるものとする。

#### (手続)

第5条 研究所は、依頼者より委員委嘱願又は講演依頼等(以下「委員委嘱願等」という。)の提出を受けた場合、当該委員委嘱願等に基づき委員派遣等の諾否及びその技術指導料を徴収するか否かについて審査し決定する。

### (技術指導契約の締結)

第6条 研究所は、技術指導料を徴収する場合は、依頼者との間に技術指導契約を締

結するものとし、その手続きは別に定めるものとする。

# 附則

この規程は、平成13年4月1日から適用する。

# 附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

# 附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

一部改正 平成27年 4月 1日 研究所細則第3号 一部改正 平成28年 4月 1日 研究所細則第1号

# 委員派遣等取扱規則内規

(総則)

第1条 この内規は、港湾空港技術研究所及び管理調整・防災部(以下「研究所」という。)が、役職員を委員会の委員、講演会または研修の講師等として派遣 (以下「委員派遣等」という。)し、技術指導料を徴収する場合の料金の算 定及び技術指導契約の方法を定めたものである。

# (技術指導料の算定の方法)

- 第2条 委員会へ委員を派遣する場合、技術指導料の算定は委員会出席及び事前・事 後打ち合わせの実績により以下の通り行うものとする。
  - (1) 委員会出席及び事前・事後打ち合わせについては、原則としてそれぞれ 1 回あたり委員長 30,000 円、委員 20,000 円とする。
  - (2) 講演会または研修へ講師を派遣する場合、原則として依頼者側の講演料の支払基準等を準用する。

(旅費)

第3条 旅費については、原則として委員派遣等の依頼者が当該役職員に直接支払うこととする。

### (技術指導契約の方法)

- 第4条 委員派遣等に関する技術指導契約の方法は次のいずれかとする。
  - (1) 年間を通した包括的な技術指導契約を締結する。
  - (2) 委員派遣等の依頼を受けるたびに、委員派遣等の条件について記載された 委員委嘱願等と応諾書を交換することをもって、技術指導契約とみなす。

### 附 則

この細則は、平成13年4月1日から適用する。

#### RAT BI

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

### 附則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。